

林業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第63号

林業技術センター条例の一部を改正する条例

林業技術センター条例（平成5年岩手県条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(研修の許可) 第3条 センターにおいて、次に掲げる研修を受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1) [略] (2) [略] (3) [略]	(研修の許可) 第3条 センターにおいて、次に掲げる研修を受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 <u>(1) いわて林業アカデミー（林業に関する知識及び技術を体系的に習得するための研修をいう。）</u> (2) [略] (3) [略] (4) [略] <u>(受講料)</u> <u>第6条 研修生（第3条第1号に掲げる研修の許可を受けた者に限る。次条において同じ。）は、受講料を納付しなければならない。</u> <u>2 受講料の額は、年額118,800円とする。</u> <u>3 受講料は、前期及び後期のそれぞれの期について、前期にあっては4月、後期にあっては10月に、受講料の年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。</u> <u>（研修の許可を取り消された場合等における受講料の額の特例）</u> <u>第7条 研修生が後期の納付時期前に研修の許可を取り消された場合その他規則で定める場合における受講料の額は、受講料の年額の2分の1に相当する額とする。</u> (施設の利用)

第6条 [略]

(手数料の徴収)

第7条 [略]

(手数料の不還付)

第8条 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の免除)

第9条 知事は、公益上特別の理由があると認めるときは、手数料を免除することができる。

(損害賠償等)

第10条 [略]

(補則)

第11条 [略]

別表（第7条関係）

[略]

第8条 [略]

(手数料の徴収)

第9条 [略]

(受講料等の不還付)

第10条 既納の受講料及び手数料は、還付しない。ただし、次条の規定に基づき免除された受講料については、この限りでない。

(受講料等の免除)

第11条 知事は、受講料にあっては経済的理由によって納付が困難であることその他規則で定める特別の理由があると認めるとき、手数料にあっては公益上特別の理由があると認めるときは、受講料又は手数料の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償等)

第12条 [略]

(補則)

第13条 [略]

別表（第9条関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。